別表第一の十三の表矯正管区の項中「

部長	二種	
首席管区監査官	二種	三種

」を「

部長	二種	

」に改める。

別表第一の二十二の表国立障害者リハビリテーションセンターの項中「管理部長」を「部長」に改め、同表国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設の項中「

次長	二種	

」を削る。

別表第一の二十八の表内部部局の項中「電源立地企画官」を「企画官」に改める。

別表第一の三十一の表航空路監視レーダー事務所の項中「次席航空管制技術官（人事院の定めるものに限る。）」を削る。

別表第一の三十三の表気象研究所の項中「部長」を「研究総務官　部長」に改める。

別表第一の三十五の表管区海上保安本部の項中

船長（人事院の定めるものに限る。）	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）	
業務管理官（人事院の定めるものに限る。）	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	

を削り、同表ロランセンターの項及び航路標識事務所の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年五月十六日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―三〇―八二

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「極地観測手当（第二十九条）」を「極地観測等手当（第二十九条）」に改める。

第二十一条第二項中「特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるものに従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業に従事した場合の第一項の手当の額は、当該作業に従事した日一日につき、前項に定める手当の額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、同一の日において、当該作業のいずれにも従事した場合にあつては、同項に定める手当の額に当該各号に定める額の合計額を加算した額を第一項の手当の額とする。

一　第一項各号の作業のうち、特に困難で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の五十に相当する額

二　第一項第一号の作業のうち、著しく危険であると人事院が認めるもの　前項に定める額の百分の百に相当する額

第二十九条（見出しを含む。）中「極地観測手当」を「極地観測等手当」に改め、同条第一項中「南極地域観測」を「、南極地域観測」に、「業務」を「業務又は人事院がこれに相当すると認める業務」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三〇の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年五月十六日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表北海道の項中「十勝郡浦幌町字昆布刈石三〇　十勝太ロラン航路標識事務所」を削る。

別表の一の表東京都の項中「八丈町大賀郷二八三九の二　八丈島空港・航空路監視レーダー事務所
八丈町大賀郷二八三九の二　東京航空地方気象台八丈島空港出張所」を削る。

別表の一の表長崎県の項中「対馬市美津島町雞知乙四四〇　福岡航空測候所対馬空港出張所」及び「五島市上大津町二一九二　福岡航空測候所福江空港出張所」を削る。

別表の一の表鹿児島県の項中「熊毛郡中種子町大字増田字三角山二六九二の五三　福岡航空測候所種子島空港出張所」を削る。

別表の一の表備考第二項中「、十勝太ロラン航路標識事務所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三七五人	警察庁長官、次長各一人を含む。
		うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。